

国民年金の学生納付特例制度の手続き

保険料の納付を猶予

20歳以上の学生は国民年金に加入し、保険料を納めなくてはいけませんが、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

◆対象者は?

大学（大学院）、短大、高校、専門学校、専修学校および各種学校（1年以上の修学課程）などに在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が118万円以下の人です。夜間部、定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。

◆申請手続きは?

申請は毎年必要です。平成21年2月末までに申請して承認され、引き続き在学予定の方は4月上旬までに4月分からの申請書（はがき）が送付されますので、直接千葉社会保険事務局事務センターへ郵送により申請してください。申請書（はがき）が届かない場合および初めて申請される人は、住所地の市町村の国民年金窓口で手続きしてください。

国民年金の保険料が 変わりました

4月から平成22年3月までの
国民年金保険料は、月額14、

660円となりました。
毎月の保険料の納付期限は翌月末日となっていますが、前納をする割引があります。

市税の前納報奨金制度が 廃止されます

市県民税および固定資産税の全期分を第1期の納期限までに一括して納付した場合に交付していました。前納報奨金制度を廃止します。

この制度は、収納の早期確保や納税意識の向上などを目的に創設されたものですが、市県民

660円となりました。
毎月の保険料の納付期限は翌月末日となっていますが、前納をする割引があります。

平成21年度 国民年金保険料の 納付額（単位／円）

項目	1か月	6か月	1年
定額保険料	14,660	87,960	175,920
現金支払前納額（クレジットカード払前納額）	—	87,250	172,800
割引額	—	710	3,120
口座振替前納額	14,610	86,960	172,230
割引額	50	1,000	3,690

税を給与から差し引かれている人や、本年10月から開始される市県民税の公的年金から天引きじています。また、厳しい財政状況の中で行政改革の一環として、制度の見直しを重ねた結果、前納報奨金を導入した当初の目的是、達成されたものと判断し、

市県民税は平成21年度分から、固定資産税は平成22年度分から、前納報奨金を導入した当初の目的是、達成されたものと判断し、

税を給与から差し引かれているこれまで口座振替で全期前納を申し込んでいた人には、納付方法変更手続きの案内を送付します。全納報奨金制度は廃止されますが、引き続き、納付書または口座振替による全期前納はできますので、ご利用ください。

問い合わせ先 税務課取税班

☎ 62-5322



▲屋外拡声局

新しい防災行政無線の整備工事を進めています

現在、旧4市町の無線局の統合整備に伴う設備の更新工事を行っています。

【更新工事】

- (1)飯岡地域、海上地域、干潟地域、旭地域の順で行っています。
- (2)災害時等緊急放送に対応するため、既設局を残し、新旧システムを並行して運用しながら更新工事を行っています。
- (3)屋外拡声局、戸別受信機共に更新工事の対象です。

【工事期間中の運用】

- (1)緊急放送を除き、放送等は一時的に停止します。
- (2)更新工事が完了した屋外拡声局から、順次、新システムによる放送を再開します。
- (3)放送再開後の定時放送（オルゴール放送）は、すべての統合工事が終了するまで、当面下記時刻に統一して放送します。
放送時刻／午前7時と午後6時（10月から3月は、午前7時と午後5時）

【3月1日現在の工事進捗状況】

親局（送信設備）／本庁舎に設置し、運用を開始しています。

屋外拡声局／飯岡地域と海上地域の一部で、更新工事を行っています。

戸別受信機／飯岡地域で各戸を回り、新しいものと交換中です。

〈問い合わせ先〉 総務課交通防災班（☎62-5311）